

資料6

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201300751 平成25年12月23日(神奈川県) 平成26年1月30日	携帯電話機	(火災) 当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭は焼損が著しく、ディスプレイの一部と金属部品の一部のみ確認できた。 ○基板は著しく焼損し、実装部品は確認できなかった。 ○バッテリーは内部電極のみが残存し、全体的に焼損や収縮が認められたが、内部電極に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存した電気部品には出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201300819(リチウム電池内蔵充電器(スマートフォン用))と同一事故
2	A201300819 平成25年12月23日(神奈川県) 平成26年2月25日	リチウム電池内蔵充電器(スマートフォン用)	(火災) 当該製品に携帯電話機(スマートフォン)を接続して充電中、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品に焼損が認められた。 ○当該製品を確認できなかった。 ●当該製品が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。なお、当該製品は、内蔵リチウム電池の不具合によるリコール対象製品であった。	・A201300751(携帯電話機)と同一事故
3	A201400590 平成26年12月6日(香川県) 平成26年12月18日	IH調理器	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品内部の左ヒーターのインバーター基板前方の焼損が著しく、装着していた電装部品に著しい焼損や焼失が認められた。 ○インバーター基板等を囲む樹脂製ボックスは熔融し、内部にゴキブリの死骸が認められた。 ○ヒーター用加熱コイルに短絡等は認められず、出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コード及び電源プラグに焼損は認められなかった。 ●当該製品の残存した電気部品には出火した痕跡は認められなかったが、左ヒーター用インバーター基板の焼損が著しく、ゴキブリによるショート等の可能性が考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
4	A201400631 平成26年12月15日(福岡県) 平成27年1月5日	延長コード	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品(6口)の1口目のコンセントの側面及び底面の焼損が著しく、内部が露出しているが、残りのコンセントに異常は確認されなかった。 ○当該製品の1口目へ至る導電金属板及び受け刃の端子が溶断し、全てを確認することができなかった。また、1口目の個別スイッチ用接点(片極)は焼失し、当該スイッチ用のバネに熔融痕が認められた。 ○導電金属板溶断部及び刃受金具の端子両極に熔融痕が認められた。 ○当該製品は家具の側面に張り付けるような状態で設置されており、当該製品の周囲に製品内部に侵入しそうな異物は認められなかった。 ●当該製品のタップ内部に異物が侵入するなどして、端子間でトラッキング現象が発生して出火した可能性が考えられるが、当該製品の周辺に異物は認められず、出火に至る経緯は不明であり、また、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
5	A201400853 平成26年9月22日(神奈川県) 平成27年3月17日	リチウム電池 内蔵充電器	(火災) 学校で当該製品をかばん に入れていたところ、当 該製品及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○当該製品のバッテリーセルは焼失していた。 ○当該製品の制御基板は確認できなかった。 ○事故発生時、当該製品には何も接続されていない状態であった。 ○同等品を確認した結果、構造や回路に異常は認められなかった。 ●当該製品のリチウムイオンバッテリーセルが内部短絡したため出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201400881 平成27年3月15日(鳥取県) 平成27年3月26日	電気衣類乾 燥機	(火災、軽傷2名) 当該製品を延長コードに 接続して使用中、建物を 全焼する火災が発生し、 2名が軽傷を負った。	○当該製品は全体的に著しく焼損し、樹脂部品は焼失していた。 ○制御基板はほぼ焼失していたが、制御基板に接続するヒーター用リレーの端子に出火の痕跡は認められなかった。 ○ドラムモーターに出火の痕跡は認められなかったが、モーター用のコンデンサーは確認できなかった。 ○内部配線には溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存した電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A201400892 平成27年3月19日(神奈川県) 平成27年3月31日	携帯電話機	(火災) 当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	○事故発生時、卓上ホルダーを使用し充電していた。 ○当該製品の内部基板等の部品から出火した痕跡は認められなかった。 ○当該製品は、電池パックが収納されていた部分の焼損が著しく、電池パックの確認はできなかった。 ○卓上ホルダー並びにACアダプターに出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電池パックが内部短絡を引き起こし発熱に至ったものと推定されるが、電池パックが確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
8	A201500016 平成27年3月5日(神奈川県) 平成27年4月7日	照明器具 (パーティー 用)	(火災) 店舗で展示されていた当 該製品を含む複数の照 明器具等を焼損する火災 が発生した。	○当該製品の周囲には複数の照明器具が設置されており、それぞれ焼損が認められた。 ○当該製品の樹脂製の笠及び台座に焼損・溶融が認められたが、内部部品に異常は認められなかった。 ○当該製品の本体側の電源コードに断線が認められた。 ○電源プラグに出火の痕跡は認められなかったが、電源プラグ側の電源コードの断線部は確認できなかった。 ●当該製品の電源コードに断線及び溶融痕が認められるが、断線した電源コードの一部確認できなかった箇所があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A20150015、 A20150017、 A20150018と同一案件
9	A201500017 平成27年3月5日(神奈川県) 平成27年4月7日	照明器具 (パーティー 用)	(火災) 店舗で展示されていた 当該製品を含む複数の 照明器具等を焼損 する火災が発生した。	○当該製品の周囲には複数の照明器具が設置されており、それぞれ焼損が認められた。 ○当該製品の樹脂製の外郭に著しい焼損が認められた。 ○当該製品の基板は著しく焼損し、ほとんどの部品の焼失が認められた。 ○当該製品の電源プラグ、電源コード及び中間スイッチは焼損が著しく確認できなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A20150015、 A20150016、 A20150018と同一案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A201500018 平成27年3月5日(神奈川県) 平成27年4月7日	照明器具 (パーティー 用)	(火災) 店舗で展示されていた当 該製品を含む複数の照 明器具等を焼損する火災 が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の周囲には複数の照明器具が設置されており、それぞれ焼損が認められた。 ○当該製品の樹脂製の笠及び台座に焼損・溶融が認められたが、内部部品に異常は認められなかった。 ○当該製品のACアダプター本体に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品のACアダプターの電源コードに断線が認められた。 ○当該製品の周囲には複数の照明器具が設置されており、それぞれ焼損が認められた。 ●当該製品のACアダプターの電源コードの断線部分に溶融痕が認められたが、延焼により焼損した可能性が考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	A20150015、 A20150016、 A20150017と同一案件
11	A201500055 平成27年1月6日(神奈川県) 平成27年4月21日	電動アシスト 自転車	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行 中、ブレーキを掛けたもの の、対向してきた自転車 に衝突し、負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品で下り坂を走行中、対面から走行してきた相手がふらついたためブレーキを操作したが、ブレーキの効きが悪かったために避けられず衝突し、負傷したとの申し出内容であるが、事故発生時のスピードやブレーキの操作タイミング及び方法などの詳細は不明であった。 ○前ホークが後方に変形していたが、車輪及びスポークに変形は認められなかった。 ○タイヤに極端な摩耗等の異常は認められなかった。 ○後ブレーキワイヤーインナーケーブルの端部から165mmの位置に屈曲が認められたが、屈曲した時期や原因を特定することはできなかった。 ○後ブレーキのダルマネジの締付トルクが社内基準値より低い状態であった。 ○当該製品でBAA基準による制動試験を行ったところ、前ブレーキ及び後ブレーキ単体の制動距離は新品時における基準値を満たしておらず、前後を同時に制動した場合の制動距離は、新品時における基準値を満たしていた。 ●当該製品は、後ブレーキワイヤーのインナーケーブルの屈曲やダルマネジの締め付け不良が認められたが、事故発生時の詳細な状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
12	A201500062 平成27年1月5日(岩手県) 平成27年4月22日	キャンドルホ ルダー	(火災) 当該製品にろうそく(芳香 用)を載せて使用中、当 該製品が破損し、周辺を 焼損する火災が発生し た。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品に載せたらろうそくを事故発生の約19時間前に点火し、消火するのを忘れて外出した。 ○ろうそくは使用者が外出する前までは異常なく使用されていた。 ○破損した当該製品を確認することができなかった。 ○同等品のろうそくを燃え尽きるまで燃焼させたが、異常燃焼及び同等品のキャンドルホルダーに破損等は認められなかった。 ●同等品による燃焼試験の結果、異常は認められなかったが、当該製品を確認できず、当該製品が破損に至った経緯が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・A201500061(ろうそく(芳香用))と同一事故
13	A201500085 平成27年2月(宮城県) 平成27年5月1日	ドア(浴室用)	(重傷1名) 幼児(3歳)が浴室から脱 衣所に出る際に転倒し、 当該製品の下柵レール に右足を打ち付け、負傷 した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の下柵レール部にバリが発生し、鋭利になっていたとの使用者家族からの証言があった。 ○事故後にレール部にステンレスカバーが取り付けられ継続使用されていたため、レール部の状態を確認することができなかった。 ●使用者が転倒した際にレール部に右足くるぶしを打ち付けて事故に至ったものと考えられるが、当該製品のレール部の状態を確認することができなかったため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A201500095 平成27年3月19日(滋賀県) 平成27年5月8日	プリンター(複合機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の本体は正常に動作することが確認された。</p> <p>○当該製品の電源コードは、本体接続部から約10cmの箇所まで断線しており、断線部に溶融痕が認められた。電源プラグ側は確認できなかった。</p> <p>○置台(他社製)の2口コンセントのうち、向かって左側のコンセントの焼損が著しく、刃受金具は溶融しており原形をとどめていなかった。</p> <p>○使用者はプリンター置台の向かって右側のコンセントには何も差しておらず、左側のコンセントに当該製品の電源プラグを差していた。</p> <p>●当該製品を設置していた置台のコンセント付近から出火したものと考えられるが、コンセントの焼損が著しく、当該製品にも確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
15	A201500119 平成27年4月15日(兵庫県) 平成27年5月18日	水槽用ウォータークーラー	(火災) 店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の残存している電装部品に異常発熱や出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○放熱フィンに溶融した外郭の樹脂が付着していたが、熱交換機の放熱フィンに溶融や熱変形は認められなかった。</p> <p>○冷媒の配管に破裂等の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品全体の焼損が著しくコントローラー部の基板や配線等が焼失しており、一部確認できなかった。</p> <p>●当該製品の残存した電気部品には出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
16	A201500132 平成27年4月13日(群馬県) 平成27年5月22日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の樹脂製外郭は焼失し、セルは著しく焼損していた。</p> <p>○バランス充電用の端子は、充電器のコネクターに接続されていた痕跡が認められた。</p> <p>○充電器は焼損が著しく、製造事業者、型式等は確認できなかったが、残存する部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品のバッテリーセルが異常発熱して出火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明であり、充電器の焼損が著しく充電器の仕様も確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
17	A201500136 平成27年4月14日(山口県) 平成27年5月27日	ロッカー	(重傷1名) 学校で当該製品の扉を開けたところ、扉の裏側に付属している金具が顔面に刺さり、1名が重傷を負った。	<p>○事業者が学校関係者から聞き取ったところ、使用者が当該製品から掃除道具を取り出していた時に、右目下部から出血した。また、当該製品の扉裏側の変形した雑巾掛け金具付近が使用者の目線の高さにあった、とのことであるが、負傷した際の詳細状況は不明であった。</p> <p>○当該製品の雑巾掛け金具を確認できず、金具がどの程度変形していたかなどについては不明であった。</p> <p>○同学校の他のロッカーで使われていた同等品の雑巾掛け金具は、外側に変形したため、扉を開けた際に、金具先端が使用者と接触しやすくなっていた。</p> <p>●当該製品の扉を開けた際に、扉裏側の金具先端が使用者の顔面に接触して負傷したものと推定されるが、詳細な事故状況が不明であり、扉裏の金具の先端部も確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
18	A201500146 平成27年5月25日(東京都) 平成27年6月3日	ノートパソコン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品専用のACアダプターのDCプラグと本体のジャック部の樹脂に溶融が認められた。</p> <p>○内蔵バッテリーにより本体に通電したところ正常に動作した。</p> <p>○ACアダプターのDCプラグ内部のプラス端子に変形が認められ、本体のジャック内部のプラス端子が斜めに傾いた状態になっていた。</p> <p>○DCプラグ内の絶縁樹脂は、難燃剤として赤リンが使用されていたが、耐水コーティングが十分かどうかは確認できなかった。</p> <p>●当該製品とACアダプターとの接続端子において異常発熱し焼損したものと推定されるが、異常発熱した原因が、DCプラグ内の絶縁樹脂に不具合品が混入して絶縁不良となり、端子間で短絡が生じたことによるものか、接続端子部に使用時に強い外力が加わって端子が変形したため、接触不良が生じたことによるものか不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
19	A201500149 平成27年5月2日(北海道) 平成27年6月4日	パネルヒーター(ペット用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者が外出中に火災が発生し、焼損の著しい場所にペット用に使用していた当該製品や他社製電気脱臭装置があった。</p> <p>○当該製品は焼損が著しく、電気部品は電源コード及び電源プラグしか確認できず、面ヒーター及び基板は確認できなかった。</p> <p>○電源コード及び電源プラグに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は取扱説明書で禁止されているケージ内で使用されていたが、出火原因との因果関係は不明であった。</p> <p>●当該製品の残存した電気部品には出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A201500111(電気脱臭装置)と同一事故
20	A201500159 平成27年5月27日(茨城県) 平成27年6月8日	電気洗濯乾燥機	(火災) 接骨院で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、全体の焼損が著しく、樹脂製底台、上面板は焼失していた。</p> <p>○電源端子台、メイン基板及び電源コードの電気部品が確認できなかった。</p> <p>○洗濯ドラム内にあったタオル等は一部焼失したが、ほとんどが残存していた。</p> <p>○確認ができた、モーター、内部配線、乾燥ヒーターなどの電気部品に出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
21	A201500166 平成27年3月9日(福岡県) 平成27年6月11日	延長コード	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品のタップ(6口)の内、1口の焼損が著しく、当該部を中心にタップの外郭が焼損していた。</p> <p>○当該タップ口の刃受金具(片極側)を確認することができず、また、技術資料等が残っていなかったことから、構造を特定することができなかった。</p> <p>○当該タップ口の刃受金具(確認できた片極側)は外側に開いて変形した状態で緑青及びメッキ部の亀裂が認められた。</p> <p>●当該製品のタップ口付近から発火したものと考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品もあったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A201500174 平成27年6月2日(滋賀県) 平成27年6月12日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○室内機や室外機、及び室内機と室外機を接続する内外連絡線は焼損しているものの、出火に至る異常は認められなかった。</p> <p>○電源コードは被覆が焼失し、2か所で断線していたが断線部に熔融痕は認められなかった。また、電源プラグ及び電源コンセントは確認できなかった。</p> <p>●当該製品の残存した電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:未使用
23	A201500177 平成27年5月14日(東京都) 平成27年6月15日	電気掃除機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。	<p>○電源プラグのコードプロテクター根元部分で損傷が認められ、片側のコード芯線が断線し、断線部に熔融痕が認められた。</p> <p>○コード芯線の断線は片側のケーブルのみで、もう一方のコード芯線に損傷、断線はなく、コード屈曲を受けた痕跡は認められなかった。</p> <p>○断線した側の芯線と接続する電源プラグの栓刃の変形が認められたが、もう一方の栓刃に変形は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、電源プラグのコードプロテクター付近でコード芯線が断線し、スパークが発生したものと考えられるが、断線した原因がコードの不具合によるものか、使用時の過度な外力によるものかが不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
24	A201500191 平成27年5月31日(宮城県) 平成27年6月22日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックして転倒、負傷した。	<p>○当該製品の前ホークは、後方に変形していた。</p> <p>○前輪右側のスポーク2本が回転方向とは逆に曲がっており、曲がり位置は前照灯の固定ネジの位置と一致し、ねじの頭部には打痕が認められた。</p> <p>○前輪右側にある前照灯ステーの取付台が、前輪側に変形し、前照灯の固定ねじ頭部と前輪スポークの隙間が狭くなっていた。</p> <p>●当該製品の前照灯ステーの取付台が前輪側に変形し、前照灯の固定ねじ頭部と前輪スポークの隙間が狭くなっていたため、ねじ頭部とスポークが接触して前輪がロックし転倒したものと推定されるが、前照灯ステーの取付台が変形し移動した理由が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A201500194 平成27年3月7日(東京都) 平成27年6月23日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハンドルグリップが外れ、転倒し、負傷した。	<p>○当該製品のハンドルグリップはスポンジ状のフォーム材の外側に革を巻き、ハンドルバーへの組み付けは接着剤を使用せず、圧入による摩擦力で保持されていた。</p> <p>○当該製品のハンドルグリップはJIS D9301:2013 にぎりの離脱力試験を実施したところ93Nで基準値100Nを満たしていなかったが、使用者は購入後1年以内にハンドルグリップが回ることを知りつつ、購入から約3年7か月間使い続けたため、ハンドルグリップが回り始めたときの離脱力は確認できなかった。</p> <p>○当該製品のハンドルグリップは回転させないで抜こうとしても簡単には抜けず、ハンドルグリップを回転させながら外向きの力を加えると少しずつ抜くことができ、勘合部に水を付与すると、ハンドルグリップはより軽い力で抜くことが可能であった。</p> <p>○事故日、当該製品使用前は雨が降っていた。</p> <p>○ハンドルグリップの環境劣化試験結果がないため、当該製品の劣化は不明であった。</p> <p>○取扱説明書には日常点検の点検ポイントや乗車直前の点検項目に、「ハンドルグリップは回らないか。グリップが手の力で回ったりしないか。」の記載はあったが、該当した場合の対応方法について明記していなかった。</p> <p>●使用者は、当該製品を購入から1年経過していない頃からハンドルグリップが回ることを認識しつつ、事故が発生するまでの約3年7か月間使い続け、ハンドルグリップの摩擦力が次第に低下し、ハンドルグリップが外れて事故に至ったものと推定されるが、ハンドルグリップが回り始めたときの離脱力及び日常の詳細な使用状況が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
26	A201500211 平成27年5月20日(埼玉県) 平成27年6月30日	液晶テレビ	(火災、重傷1) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷を負った。	<p>○当該製品は全焼していた。</p> <p>○電源基板の残存部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく部品の一部が確認できなかった。</p> <p>○他の残存していた基板も焼損が著しかったが出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品正面中央の焼損による変色が著しい箇所(焼損の影響を大きく受けた箇所)と電源基板上に確認できなかった部品の箇所が一致していた。</p> <p>●当該製品の残存した部品に出火の痕跡は認められず、製品外部からの延焼により焼損した可能性があるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
27	A201500215 平成27年5月15日(神奈川県) 平成27年7月1日	ライター(使い切り型)	(火災) 事務所で当該製品を使用後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は、当該製品でたばこに火をつけた後、当該製品を事務所のガラス台の上に置いてその場を離れた。防犯カメラには、その12分後に出火の様子が記録されていた。</p> <p>○使用者は、コンビニエンスストアで購入した当該製品を1か月ほど使用しており、事故直前の使用では、当該製品に異常は感じなかった。</p> <p>○当該製品は、炎口部と操作部が焼損しており、点火ボタンを含む樹脂部品が溶損していたほか、金属製の風防や火口ノズルがなくなっていた。</p> <p>○焼損箇所をX線で調査した結果、残存していた金属部品は同等品と相違なく、部品以外の異物は確認されなかった。</p> <p>○炎口部の金属部品に炭化した付着物が認められたが、焼損前の付着物の組成や大きさ及び付着時期は特定できなかった。</p> <p>○事故以前、使用者は当該製品をポケットに入れて持ち歩いていた。</p> <p>●当該製品の火が消えていなかったために周辺の可燃物に延焼して事故に至ったものと推定されるが、当該製品の焼損が著しく、事故以前の製品に異常がなかったかを特定できなかったほか、炎口部の部品に認められた付着物の詳細も特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p> <p>なお、当該製品にはPSCマークが貼付されていた。</p>	A201500155(携帯電話機)と同一事故
28	A201500222 平成27年6月17日(長野県) 平成27年7月3日	コーヒーマーカ	(火災) 飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は焼損が著しく、底面及び電源コード以外は原形を留めていなかった。</p> <p>○内部配線に熔融痕が認められたが、一次痕か二次痕か推定できなかった。</p> <p>○電源基板上の部品及び内部配線は焼失しており、確認ができなかった。</p> <p>○ヒーター、ポンプ、モーター及び電源基板以外の基板に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の左隣に設置されていた電話機に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電話機の手前に設置されていた消毒液用ディスペンサー(業務用)は焼損が著しく、残存部品に出火の痕跡は認められなかったが、基板等一部の部品が焼失していた。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく、外部からの延焼により焼損した可能性は考えられるが、電源基板、内部配線など確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
29	A201500225 平成27年6月29日(島根県) 平成27年7月7日	照明器具 (ソーラー充電式、屋外用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品に内蔵されたニッケル水素蓄電池は破裂し、内容物の一部が電装ケースの内側に付着していたが、大部分が確認できなかったため、破裂の原因については特定できなかった。</p> <p>○当該製品は、電装ケース底板が本体から外れていたが、ソーラーパネル部を含む本体に熔融、焼損等の異常は認められなかった。</p> <p>○基板等に異常はなく、当該製品のニッケル水素蓄電池を同等品に取り替えたところ、正常に動作した。</p> <p>●当該製品に内蔵されたニッケル水素蓄電池が破裂していたが、事故発生時の詳細状況が不明であるため、電池の破裂と火災の因果関係については判断できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
30	A201500226 平成27年6月24日(東京都) 平成27年7月7日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、最上部の冷蔵室及び最下部の野菜室に強い焼損が認められた。 ○圧縮機、制御基板、内部配線、電源コードなど残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ○冷蔵室仕切りヒーター、操作基板など一部電気部品が確認できなかった。 ●当該製品は、残存する部品に出火の痕跡は認められないものの、冷蔵室仕切りヒーターなど一部確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
31	A201500228 平成27年6月7日(埼玉県) 平成27年7月7日	ベビーカー	(重傷1名) 当該製品に幼児(1歳)を乗せていたところ、フロントガードの開閉ボタンに幼児の歯が挟まり、口に重傷を負った。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のフロントガード付近に歯でかんだような傷、変形等の痕跡は認められなかった。 ○当該箇所以外にも、変形等の異常は認められなかった。 ○当該製品の幼児用肩ベルトはシートにある通し穴の下段に通して、最長の位置に調整していた。 ○従前から、幼児がフロントガードを舐めていることがあった。 ●当該製品の、ロック部分を含むフロントガードに、歯でかんだような傷や変形は認められず、詳細な使用状況等が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
32	A201500240 平成27年6月30日(埼玉県) 平成27年7月13日	ユニットバス	(重傷1名) 施設の浴室で介護者が介助を行っていたところ、当該製品の洗い場排水口の蓋(目皿)が外れ、足がはまり、足首を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品を確認することができず、詳細な使用状況に関する証言も得られなかったことから、製品異常の有無及び事故発生時の製品の使用状況が不明である。 ○設計図面を基に作成した防水パン排水口の排水蓋設置部分の模型に、事故同等品の排水蓋を設置したところ、最大で4 mmの隙間が認められ、排水蓋の底面3辺及び背面両側面側の2辺が防水パンによって支えられていることが確認された。 ○当該模型に、事故同等品の排水蓋を設置し、排水蓋上面の四隅、各辺の中点及び中央部の合計9か所に対して、1か所ずつ、面に対して垂直方向に力を加えて安定性を確認したところ、排水蓋の浮き上がり、がたつき及び外れは認められなかった。また、同じ箇所をつま先及び踵で踏んだが、異常は認められなかった。 ○排水蓋の底面にはリブが放射状に設けられており、垂直荷重によってたわみ難い構造であった。 ●当該製品を使用中に事故が発生したことから、事故発生時の排水蓋の設置状態、使用状況が事故に影響したものと推定されるが、当該製品使用時の状況が不明であり、当該製品を確認できず、当該製品の異常の有無を確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
33	A201500253 平成27年6月14日(埼玉県) 平成27年7月16日	リチウムイオン電池	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は当該製品及びヘッドランプ(頭部に装着するLED前照灯)をネット通販でそれぞれ購入した。 ○当該製品は、円筒型の単体セルで当該製品を装填したヘッドランプにACアダプターを接続して充電するものであり、当該製品及びヘッドランプは、購入後初めての充電中に出火した。 ○当該製品は著しく焼損していた。 ○当該製品の同等品を確認したが、異常は認められなかった。 ○ヘッドランプは著しく焼損しているため、事業者、型式等を特定することが出来ず、充放電保護回路の有無などの確認が出来なかった。 ○事故発生時にヘッドランプに接続していた他社製のタブレット用ACアダプターの出力に異常は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、また当該製品を装填して充電していたヘッドランプの焼損も著しく、確認できない部品があることから、当該製品の製造時の不具合によるものか、ヘッドランプの充放電保護機能の不具合によるものかが不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 なお、当該製品は、電気用品安全法の技術基準を満足していた。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A201500258 平成27年7月7日(静岡県) 平成27年7月17日	電気洗濯機	(火災) 倉庫の軒下で当該製品 及び周辺を焼損する火災 が発生した。	<p>○当該製品は背面から見て左側下部の焼損が著しいが、焼損が著しい箇所に電気部品や内部配線は配置されていなかった。</p> <p>○電源基板上のモーター駆動用のトライアック(半導体部品)及び内部配線に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの判別はできなかった。</p> <p>○電源基板は焼失しており、基板上の給水弁・排水弁用のトライアック、リレー、コンデンサー、トランジスタ、コネクタ等の部品は確認できなかった。</p> <p>●当該製品は焼損が著しく確認できない部品があり、トライアックや内部配線の溶融痕については、一次痕か二次痕かの特定ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:約11年
35	A201500259 平成27年5月6日(東京都) 平成27年7月17日	携帯電話機 (スマートフォン)	(重傷1名) 当該製品を充電中、当該 製品の付近で就寝してい たところ、当該製品が落 下して左腕に接触し、火 傷を負った。	<p>○当該製品は、ベッドヘッドの小物スペースに置いた充電用卓上ホルダーに載せて充電をしていた。</p> <p>○当該製品、卓上ホルダー、ACアダプターの外観には、熱による変色、溶融等の異常発熱した痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品内部の電気部品に異常発熱した痕跡はなかった。</p> <p>○当該製品の電源オン、電源オフや液晶画面表示したところ、誤動作は認められなかった。</p> <p>○充電中の表面高温部では約38℃となるが、低温火傷に至る温度上昇ではなかった。</p> <p>○テレビ視聴動作し毛布に挟んだ状態では、約1時間半で低温火傷に至る約50℃に達した。</p> <p>●当該製品の動作に異常は認められず、充電動作では低温火傷に至る温度上昇は再現しなかったことから、操作条件等によっては低温火傷に至る温度上昇の可能性はあるが、詳細な使用状況等が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
36	A201500265 平成27年6月19日(神奈川県) 平成27年7月21日	延長コード	(火災) 当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、個別スイッチを有する4口のマルチタップで、電源コード側の1番目と2番目のタップ付近を中心にタップ部の焼損が認められた。</p> <p>○電源コードの接続部付近から2番目のタップにかけて電極板の両極に溶融及び焼失が認められた。</p> <p>○タップ部1番目及び2番目の刃受金具及び個別スイッチの可動接点に変形、溶融等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、タップ内部の電極板間で短絡して焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
37	A201500290 平成27年7月25日(島根県) 平成27年8月4日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	<p>○当該製品はファンモーターのコネクタ一部から出火していた。</p> <p>○当該コネクタ一部のコネクタ端子及びモーター側接続ピンに焼失箇所が認められた。</p> <p>○ファンモーター内部の基板部では、焼失した接続ピンのはんだ付け部周辺が著しく炭化し、近接した異極パターン(銅箔)にかけて炭化が進展していた。</p> <p>○配管貫通穴の外壁側及び内壁側のシール状況は不明であった。</p> <p>○ファンモーターからエアコン洗浄剤に含まれる界面活性剤成分は検出されなかった。</p> <p>●当該製品はファンモーターのコネクタ一部端子の接触不良により内部基板が徐々に炭化し、パターン端面でトラッキング現象が生じて出火したものと推定されるが、配管貫通穴の施工状況が不明であり外部からの水分等の浸入による影響も否定できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:約10年 半

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
38	A201500294 平成27年7月27日(福岡県) 平成27年8月5日	水槽用ろ過器	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は水槽の上部に設置されており、モーターケース付近が著しく焼損していた。 ○当該製品のモーターケース内の電源コードが断線しており、一部が確認できなかった。 ○当該製品のモーター及び電源プラグに異常は認められなかった。 ○当該製品の本来、水がかからない位置であるモーターケース内に多くの水垢の付着が認められた。 ●当該製品の内部部品に出火の痕跡は認められなかったが、モーターケース内部に水分が浸入した経緯が不明であり、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
39	A201500303 平成27年7月25日(福岡県) 平成27年8月10日	エアコン	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○本体がほぼ全焼し、樹脂製の外郭、部材等は焼失していた。 ○電源プラグを含む電源コードの一部が欠落していた。 ○電装品ボックスは著しく焼損しており、同ボックス内に内蔵されていた制御基板は一部、欠落していた。 ○ファンモーター及び内部配線等の残存した電気部品に出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:不明(製造期間から約13年~約14年と推定)
40	A201500329 平成27年8月7日(北海道) 平成27年8月20日	延長コード	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の全7口の差し込み口のうち、電源コード側から1口目と2口目にそれぞれ外付けHDDが接続され、残り5口には何も接続されていなかった。 ○タップ部は、電源コード接続部とは逆側の端部に著しい焼損が認められた。 ○タップ部の焼損が著しい側にあるサージ吸収用のバリスター及び刃受金具が確認できなかった。 ○電源プラグ、電源コード及び残り6口の刃受金具は全て残存し、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存した電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
41	A201500379 平成27年8月29日(神奈川県) 平成27年9月8日	仏壇	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○事故発生十数分前までに複数名がマッチまたはライターで線香を焚いて、その場を離れていたが、ろうそくに点火はしていなかった。 ○当該製品の内側はほぼ焼損しており、特に前面下段及び当該製品手前左側に置かれていた造花の焼損が著しかった。 ○事故発生時、点灯していた当該製品に付属する内部照明用のLED照明器具は、器具本体が脱落、焼損しており、フィルムコンデンサー、抵抗等の一部電気部品が焼失して確認できなかった。 ○使用したライターに出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、外部からの延焼により焼損した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況は不明であり、当該製品に付属する照明器具の電気部品の一部が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
42	A201500409 平成27年8月27日(長崎県) 平成27年9月25日	リチウム電池 内蔵充電器	(火災) 店舗で当該製品を充電 中、当該製品を焼損し、 周辺を汚損する火災が 発生した。	<p>○当該製品はジャンプスターター(自動車のバッテリーあがり時の始動)機能を有したモバイルバッテリーであり、工場内のツールボックス内で充電していたところ出火した。</p> <p>○当該製品内部の電池セルの焼損が著しく内部の電池セルは炭化していた。</p> <p>○焼損が著しく、電池セル内の異物の混入等の異常の有無について特定できなかった。</p> <p>○車両のバッテリーへ接続するケーブルのクリップにショート痕が認められたことから、極性(プラス・マイナス)を間違えて接続した可能性が考えられるが、焼損が著しいため特定できなかった。</p> <p>●当該製品内部の電池セルが発熱、発火したものと推定されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
43	A201500412 平成27年8月27日(新潟県) 平成27年9月25日	食器(耐熱ガ ラス製)	(重傷1名) 当該製品を持って立ち上 がろうとしたところ、当該 製品が破損し、手指を負 傷した。	<p>○使用者は、テーブルの上にあった当該製品に蓋をして、片付けるために両手で持ち、畳に座っている状態から立ち上がろうとした瞬間、当該製品が破損し、右手薬指を負傷した。</p> <p>○当該製品は、サラダ等を入れるなどの通常の使い方をしており、特別な使い方はしていないとの申し出内容であった。</p> <p>○当該製品の口元部内側に破壊起点があり、底に向かって進行していた。</p> <p>○破壊起点のある口元部の内側には欠け(クラック)が認められたが、欠けが生じた時点や原因は不明である。</p> <p>○口元部内側は破壊起点部以外にも細かな傷が認められた。</p> <p>○被験者実験の結果、座位状態から蓋をした当該製品を両手で持って立ち上がろうとした時に当該製品に加わる力の大きさは、当該製品上面に両手を置いた場合は体重の約3割強が加わる可能性があること、側面を両手で持った場合には側面に加わる力の大きさは人によってばらつきがあることが分かった。</p> <p>●当該製品の口元部内側に破壊の起点とみられるガラスの欠けが認められたことから、使用者が当該製品を両手で持って畳に座った状態から立ち上がろうとした際に、両手から加わった力により欠けの部分に負荷がかかり破損したものと考えられるが、欠けが生じた時点、原因及び当該製品に加わった力の大きさが不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
44	A201500413 平成27年5月28日(三重県) 平成27年9月28日	運動器具(振 動トレーニ ングマシン)	(火災) 運動施設で当該製品を 使用中、当該製品を焼損 する火災が発生した。	<p>○当該製品は、振動する台座部に乗ることにより運動した効果が得られる運動器具で、台座部分の一部が熱変形していた。</p> <p>○台座内部の電源基板ボックスは外郭樹脂が焼損しており、電源基板の一部が焼損し、焼損箇所のパターンが一部焼失していた。</p> <p>○電源コード、ブレーカー、電源スイッチ、モーター等の電気部品は焼損しておらず、異常は認められなかった。</p> <p>○台座内には液体が浸入した痕跡が広範囲に認められ、台座の底面のネジ及びボルトに腐食が認められたが、消火時に掛けた液体の痕跡かは特定できなかった。</p> <p>●当該製品の電源基板のパターン間でトラッキング現象が生じ、出火に至ったものと推定されるが、液体が浸入した時期が特定できず、トラッキング現象が生じた原因が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
45	A201500437 平成27年8月28日(岡山県) 平成27年10月13日	運動機器(E MS機器)	(重傷1名) 当該製品を使用したところ、左腕に火傷を負った。	<p>○使用者が、当該製品を左上腕に付けて使用中に数秒間刺激を感じ、皮膚に赤みが発生した。</p> <p>○当該製品にはジェルシート(消耗品)が付属しており、電極部にジェルシートを貼って使用する製品であるが、当該製品にジェルシートは貼られておらず、回収もされなかった。</p> <p>○ジェルシートの使用の有無、ジェルシートの貼り方、強さ設定等の詳細は不明であった。</p> <p>○電極リード部(ジェルシートを貼る必要のない部分)の絶縁膜に線状の傷があり、傷の部分から電流が漏れていたが、傷がついた経緯は不明であり、使用者の火傷の位置との関係も不明であった。</p> <p>○出力電圧と出力電流は、定格値内であり、異常は認められなかった。</p> <p>○取扱説明書には、「痛みや火傷のおそれがあるため、必ず電極部にジェルシートを貼って使用し、ジェルシートは皮膚に密着させる。」旨、記載されている。</p> <p>●当該製品の電極リード部の絶縁膜の傷から電流の漏れが認められたが、傷が付いた経緯及び火傷との位置関係が不明であり、電極部に貼るジェルシートの貼り付け状況も不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
46	A201500454 平成27年9月8日(愛知県) 平成27年10月23日	踏み台(アル ミニウム合金 製)	(重傷1名) 当該製品から降りようとしたところ、転倒し、腰部を負傷した。	<p>○片面の踏ざんは片側のネジ固定部(2か所)が破損し、支柱から脱落していた。また、反対側は2本ある固定ネジの1本が支柱から抜けていた。</p> <p>○反対側の踏ざんは、両側の固定ネジ(各2本で計4本)が緩んでいた。</p> <p>○踏ざんの断面寸法及び硬さは、社内基準(SG基準に準拠)を満足していた。</p> <p>○支柱の樹脂製滑り止めに、異常な摩耗は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、踏ざんを支柱に固定するネジが緩んでいたため、踏ざんの固定強度が低下し、降りる際に踏ざんのネジ固定部が破損して脱落し、転倒に至ったものと推定されるが、ネジが緩んだ原因が特定できず、使用状況の詳細も不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
47	A201500542 平成27年10月5日(群馬県) 平成27年12月3日	DVDレコー ダー(ビデオ 一体型)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の前面操作パネルは焼損し、原形を留めていなかった。</p> <p>○放熱ファン及び電源コードは確認できなかった。</p> <p>○メイン基板、電源基板等は著しく焼損し、基板部品の一部が確認できなかった。</p> <p>○HDD、DVD及びVTRユニットは焼損しているが、発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存した電気部品には発火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品もあったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	